

中学生のみなさんへ！！

令和3年4月1日から

自転車条例 施行！

(岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例)

“じてんしゃじょうれい”・・・？
なんだか難しそう



まももが説明しよう！



岡山市交通安全キャラクター「まもも」

みんなが住んでいる岡山市では、お仕事や学校に自転車を利用する人が多いんだよ。でも、残念ながら、自転車の交通事故は多く、マナーもよくない、ということで、みんなが自転車を安全に正しく使えるようにこの条例が作られたんだよ！

一人ひとりが、心がけて
守っていかないといけない
んだね！



その① とまる

飛び出しへは絶対ダメ！
向こうが見え
にくい場所は、
いったん止ま
りましょう。



その② みる

安全確認が大事。
右・左・右後ろ
もよく見てね！



その③ まもる

ルールを守りましょう！



ちゃんと 守っているよ！

友達と並んで自転車に
乗ったりしてないかな？
2列以上並んで走る「並進」
も違反だよ。



ガーン



危険な乗り方はしません！



かささし運転



二人乗り



無灯火運転（ライトをつけずに走る）



かぎ

みんなの頭を守るために、必ず
ヘルメットをかぶろう！



ヘルメット



かぎを忘れずに！
2つは付けようね！

自分は、自転車の保険に入ってるの
かな？

おうちのひとに
確認してみよう！



※保護者の方へ
裏面のフローチャートで確認してみましょう！

ほけん

ながら運転は違反です！！



5万円以下の罰金

自転車による加害事故が多発しています。事故を起こすと周りのたくさんの人に影響を及ぼしてしまいます。

加害者になると、刑事上・民事上の責任を問われることになります。

もし交通事故にあったら・・・

お互いの安否確認

↓
道路上の危険を防止する
(二次災害を防ぐ)

↓
警察へ連絡

↓
相手の確認

(車のナンバー・相手の名前・連絡先など)

↓
家庭・学校への連絡

↓
必要に応じて病院へ行く

負傷していたら119番へ

110番へ



周りの人に協力して
もらいましょう！

加害者なのに、事故現場からそのまま立ち去ってしまうと「ひき逃げ」行為となり、罪が重くなります。

保護者のみなさんへ！！

☆多額の損害賠償金を請求される事故が増えています。

条例では、自転車を利用する未成年者の保護者は、保険などへ加入しなくてはいけません！

賠償責任保険に加入していますか？チャートで確認してみましょう！



自転車損害賠償保険等加入状況確認フローチャート

「自転車損害賠償保険等」には、「自転車保険」として販売されているもの以外にも該当するものがあります。以下のフローチャートをご確認ください。

下記の保険に加入している

- 自動車保険 ■ 傷害保険 ■ 火災保険 ■ 各種共済 ■ 会社等の団体保険
- PTAの保険 ■ クレジットカードの付帯保険

いいえ

はい

保険の内容を確認してください

自転車事故に対応する賠償責任補償が、基本補償または特約としてついている

はい

わからない

いいえ

保険証券をご用意のうえ、
ご加入の保険会社にご確認ください。
特約の名称は、日常生活賠償特約、
個人賠償責任補償特約などさまざまです。

ついている

ついていない

使用している自転車に、
有効期間内のTSマークが
貼ってある ※

はい



いいえ

自転車損害賠償保険等へ
すでに加入しています。

より手厚い補償内容
の保険等への加入を
お勧めします。※

自転車損害賠償保険等への
加入が必要です！

※ TSマークは、相手の財産に損害を与えた時の賠償には対応していません。